

大山町循環型 森林資源活用計画を策定



▲町長に答申する小谷会長（中央）と船田会長代理（右）

森林資源を守り、水緑豊かに、農林水産業の振興を

大山町は、豊かな森林資源を守り、これらを農業、林業、水産業など様々な分野に循環させて農林水産業の振興を図る計画について大山町農林水産振興審議会（小谷茂会長・委員10名）に諮問を行いました。

審議会では、慎重な審議を重ね大山町循環型森林資源活用計画として平成25年10月17日に同審議会から森田町長へ答申書が渡されました。

町では、この答申を基に町民共有の財産である森林資源を守り、循環させて森林の有する多面的機能の高度な発揮や農林水産業の振興を図っていきます。この計画は、町ホームページまたは農林水産課でご覧いただけます。

◆問い合わせ先

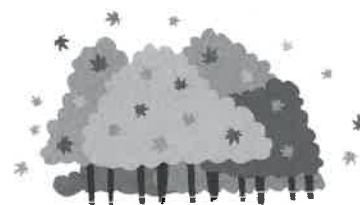
農林水産課

☎0858・58・6116

間伐をしましょう！！

間伐等促進法に基づき、町内での間伐等の促進を図るため、町内全域の民有林を対象として「大山町特定間伐等促進計画」を作成しました。

この計画に定める民有林において、森林環境保全整備事業（造林事業）の補助があります。補助内容は次のとおりです。



<注意事項>

- 事前申請ですので、事前着手は補助対象外になります。
- 事業年度は平成25年度から平成32年度までです。（作業区分によっては、平成26年度からとなる場合があります。）
- 作業区分のうち、間伐を除き、0.1haから申請できます。
- 個人の場合でも、作業を委託される場合でも、補助対象になります。
- 補助申請及び作業委託の申し込み先は大山森林組合です。

【参考】 1反=0.1ha=10アール=1,000㎡

◆問い合わせ先

大山森林組合 ☎0859-53-4935
農林水産課 ☎0858-58-6116

作業区分	補助対象要件等
新植（植林）	1反当たり150本以上の植栽
下刈り	植栽年から必要に応じて10年生まで
除伐	下刈り終了から25年生まで
間伐	26年生から 5ha以上の面積かつ 10㎡/ha以上の間伐材搬出
枝打ち	30年生まで
雪起こし	2年生から10年生まで